令和７年（フ）第５４号
兵庫県養父市十二所268番地３　ライフステージ21　９号室
破産者　髙井　和正
１　決定年月日　令和８年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

令和８年（フ）第２２号
兵庫県豊岡市福田1613番地
破産者　平尾　正信
１　決定年月日　令和８年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

令和８年（フ）第４２号
鳥取県八頭郡八頭町福井486番地、旧住所鳥取県八頭郡八頭町福井527番地
破産者　都　　泰寛
１　決定年月日　令和８年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

令和８年（フ）第６３号
鳥取県鳥取市雲山128番地９
破産者　小原　正裕
１　決定年月日　令和８年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

令和６年（フ）第１４６号
鳥取県境港市上道町2231－１　201、開始決定時の住所鳥取県境港市中野町5131番地10
破産者　塚田　直生
１　決定年月日　令和８年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

令和７年（フ）第７０号
鳥取県米子市河崎3315番地23　オーベルジュＢ101号
破産者　井川　　純
１　決定年月日　令和８年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

令和７年（フ）第７６号
鳥取県米子市錦海町２丁目５番７－402号
破産者　笹島　順子
１　決定年月日　令和８年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

令和７年（フ）第１１５号
鳥取県米子市博労町３丁目100番地　ピアコートＢ　２Ｊ号
破産者　小谷　佳世
１　決定年月日　令和８年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

令和７年（フ）第５号
島根県大田市温泉津町温泉津イ665番地　市営松山住宅Ａ－３、前住所島根県大田市鳥井町鳥井135番地乙
破産者　漁師料理活海こと　竹山　克己
１　決定年月日　令和８年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

令和８年（フ）第３２号
島根県出雲市今市町1198番地25
破産者　多久　誠一
１　決定年月日　令和８年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

令和８年（フ）第４９号
広島市安芸区上瀬野１丁目２番８号
破産者　観音寺　治
１　決定年月日　令和８年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０号
香川県観音寺市茂木町五丁目８番16号
破産者　五味　　正
１　決定年月日　令和８年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所観音寺支部

令和８年（フ）第７号
愛媛県四国中央市村松町400番地１
破産者　尾本　竹由
１　決定年月日　令和８年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

令和８年（フ）第５号
福岡県飯塚市鹿毛馬869番地10、前住所福岡県飯塚市大字目尾1058番地の６
破産者　久保裕美子
１　決定年月日　令和８年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和８年（フ）第１４３号
北九州市小倉北区江南町５番50―504号
破産者　古賀　敬之
１　決定年月日　令和８年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第３７８号
北九州市小倉南区志井鷹羽台20番19号、前住所北九州市小倉南区長尾４丁目５番14号
破産者　山下　雅美
１　決定年月日　令和８年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第７１号
長崎県島原市新湊一丁目丙2176番地　ユートピア島原Ⅰ―403、住民票上の住所長崎県島原市新湊一丁目丙2176番地　ソロンＢＬＤ島原Ⅰ―403
破産者　松井　敬雄
１　決定年月日　令和８年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

令和８年（フ）第９号
熊本県天草市有明町大浦1715番地
破産者　楠森　秀樹
１　決定年月日　令和８年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所天草支部